

会員各位

書類送付のご案内

東京税理士会日本橋支部
事務局

〒103-0013
中央区日本橋人形町3-11-10
ホック人形町ビル2F
Tel 03(3662)3979 Fax 03(3639)1727
mail : t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の書類をご送付させて頂きましたので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- ◆ **再案内** 日本橋支部新年賀詞交歓会開催のお知らせ
- ◆ 支部事務局年末年始のお知らせ
- ◆ 研修会開催のご案内
 - ◆ 1/26 所得税等確定申告研修会のご案内
 - ◆ **再案内** 1/15 日本橋支部新春講演会開催のご案内
 - ◆ **再案内** 1/23 「インボイス開始後の消費税申告、留意点について
～インボイス、初めての確定申告に備えましょう～」
 - ◆ 1/12 デジ塾開講
 - ◆ 雑談室開催案内（1月、2月）
 - ◆ 12月～1月の東京税理士会会員研修会・日本税務会計学会月次研究会
- ◆ 令和5年度租税教育養成研修会のご案内
- ◆ 歌舞音曲部のお知らせ
- ◆ テニス部練習会のお知らせ
- ◆ アウトドア部のお知らせ
- ◆ 女性部（さつき会）イベントのお知らせ
- ◆ 明治座観劇会のご案内
- ◆ 日本橋税務署からのお知らせ

連絡文書メール配信受付中です！

連絡文書のメール受取りにご協力お願いします。

- ◆ メールアドレス densihaihu@nihonbashi-tax.jp
- ◆ 件名 「連絡文書送付方法について」
- ◆ 本文 お名前、登録番号をご記入ください

— 日本橋支部は電子申告の推進をしています —

再案内

令和5年12月吉日

会 員 各 位

このご案内は、全会員宛となっておりますので、既にお申込をいただいた先生へも届いてしまいますことをご容赦下さい。

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 青 木 久 直
日本橋税理士政治連盟
会 長 小 山 栄 一

日本橋支部新年賀詞交歓会開催のご案内

支部会員の皆様におかれましては益々ご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

今年は新年賀詞交歓会を下記要領にて開催いたします。ご好評いただいております第一部新春講演会も併せて開催いたします。会員皆様との親睦を深めていただき、今後の業務活動の一助となれば幸いです。万障お繰り合わせのうえ、ご参集くださいますようお願い申し上げます。毎回大変ご好評いただいております『福引大会』は、今回も素晴らしい企画を考えております。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策のため、事前予約定員制で申込みに締切日がございます。何卒ご理解のうえお申し込みくださいますようお願い致します。

1. 日 時 令和6年1月15日（月） 午後5時30分より

2. 会 場 ロイヤルパークホテル 2F 有明の間

東京都中央区日本橋蛸殻町 2-1-1 Tel 03 (3667) 1111

* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の口欄にレを入れて下さい。
折り返し Fax（メール、郵送）いたします。

3. 会 費 無料

4. 申込方法 Fax 下記「参加申込書」にご記入の上、そのままお送り下さい。

FAX 送付先 支部事務局 03 (3639) 1727

メール 件名「1/15 賀詞交歓会参加」、本文に、登録番号、連絡先をご記入の上、お送り下さい。

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* 上記でお申込のできない方はお電話でも受付けております。

Tel 03 (3662) 3979 支部事務局

5. 定 員 100名（先着順）

6. 申込期限 12月27日（水）

★急なご欠席の場合は6年1月10日（水）まで支部事務局へ必ずご連絡下さい。

Tel 03 (3662) 3979 Fax 03 (3639) 1727

参 加 申 込 書

ご 芳 名

登録番号

会場案内図希望します。

Fax 返送先 支部事務局 03 (3639) 1727

令和5年12月15日

会員各位

東京税理士会日本橋支部
支部長 青木 久直
総務部長 栗原 真平

支部事務局年末年始のお知らせ

平素より会員の諸先生方には、支部運営につき温かいご理解とご協力をいただき役員一同心から感謝申し上げます。

標記の件につきまして、例年通り事務局所員の年末年始休暇を、下記の日程で定めました。その期間ご不便をおかけすることと考えられますが、何卒ご理解を賜りますよう、お願いとともにご案内申し上げます。

なお、休業期間の緊急のご連絡につきましては、下記の通り、総務部長 栗原 真平または、支部長 青木 久直までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

年末年始休業期間 12月29日（金）～1月4日（木）

緊急連絡先 総務部長 栗原 真平
 TEL 6231-1744
 支部長 青木 久直
 TEL 3527-2120

以上

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 青 木 久 直
研 修 部 長 塩 谷 満
東京税理士協同組合共催

所得税等確定申告研修会のご案内

日本橋支部研修部から研修開催のお知らせです。
所得税と贈与税の確定申告について、日本橋税務署の担当官に解説していただきますので、是非ご参加ください。

なお、会員事務所職員の方もご参加いただける研修ですので、お誘い合せてお越しください。

開催日時：令和6年1月26日（金）午後1時30分～午後4時00分

開催内容：令和5年分確定申告にあたっての留意事項

講 師：日本橋税務署 個人課税部門 担当官
資産課税部門 担当官

会 場：AP日本橋

中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント 6F

* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の口欄にレを入れて下さい。折り返しFax（メール、郵送）いたします。

申込方法：① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

Fax 送付先 03（3639）1727 支部事務局

② Eメール 件名「1/26 研修会参加」、本文に下記の参加申込書の内容をご記入いただき、お送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* お電話でも受付けております。

TEL 03（3662）3979 支部事務局

『研修カード』をご持参下さい！

東京税理士会日本橋支部 行

1月26日（金）の研修会に参加いたします。

会場案内図希望します。

研修参加申込書

出席会員 記入欄	氏名	登録番号
出席職員 記入欄	事務所名	参加職員人数
連絡先 電話番号 () Fax 番号 ()		

再案内

令和5年12月15日

会 員 各 位

このご案内は、全会員宛となっておりますので、既にお申込
をいただいた先生へも届いてしまいますことをご容赦下さい。

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 青 木 久 直
研 修 部 長 塩 谷 満
日 本 橋 税 理 士 政 治 連 盟
会 長 小 山 栄 一
東 京 税 理 士 協 同 組 合 共 催

日本橋支部新春講演会開催のご案内

会員の皆様、いつも研修会にご参加いただきありがとうございます。
今回は、新年賀詞交歓会第一部として新春講演会を開催いたします。新型コロナウイルス感染症対策のため、事前予約定員制で申込みに締切日がございます。何卒ご理解のうえお申し込みくださいますよう宜しくお願い致します。
なお、新春講演会後に賀詞交歓会を開催いたしますので、併せてお申し込みください。

開催日時：令和6年1月15日（月）午後3時30分～午後5時00分

会 場：ロイヤルパークホテル 2F 春海の間

TEL 03 (3667) 1111
東京都中央区日本橋蛸殻町 2-1-1

* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の口欄にレを入れて下さい。折り返しFax（メール、郵送）いたします。

開催内容：「プロスポーツ選手の税務、確定申告の注意点」

講 師：阿部 慎史 氏 税理士（日本橋支部）

特別講師：鳥谷 敬 氏（元プロ野球選手、野球解説者）

申込方法：① Fax 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

Fax 送付 03 (3639) 1727 支部事務局

② Eメール 件名「1/15 講演会参加」、本文に登録番号、連絡先をご記入の上、お送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* お電話でも受付けております。

TEL 03 (3662) 3979 支部事務局

定 員： 100名（先着順）

締 切： 12月26日（火）

『研修カード』をご持参下さい！

東京税理士会日本橋支部 行

会場案内図希望します。

研修参加申込書

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 ()	Fax 番号 ()

Fax 送付先（日本橋支部） **03-3639-1727**

再案内

このご案内は、全会員宛となっておりますので、既にお申込
をいただいた先生へも届いてしまいますことをご容赦下さい。
会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 青木 久直
研修部長 塩谷 満
東京税理士協同組合共催

研修会のご案内

日本橋支部研修部から研修会開催のお知らせです。感染症対策のため、事前予約定員制で申込みに締切日がございます。何卒ご理解のうえお申し込みくださいますよう宜しくお願い致します。

開催日時：令和6年1月23日（火）午後2時00分～午後4時30分

開催内容：「インボイス開始後の消費税申告、留意点について

～インボイス、初めての確定申告に備えましょう～

講 師： 税理士 名取 和彦 氏

会 場： A P 日本橋

TEL 03 (3273) 3109

中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント 6F

* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の口欄にレを入れて下さい。折り返し Fax（メール、郵送）いたします。

申込方法：① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

Fax 送付先 03 (3639) 1727 支部事務局

② Eメール 件名「1/23 研修会参加」、本文に登録番号、連絡先をご記入の上、お送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* お電話でも受付けております。

TEL 03 (3662) 3979 支部事務局

定 員： 100名（先着順）

締 切： 令和6年1月16日（火）

『研修カード』をご持参下さい！

東京税理士会日本橋支部 行

令和6年1月23日（火）の研修会に参加いたします。

研修参加申込書

会場案内図希望します。

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 ()	Fax 番号 ()

東京税理士会
日本橋支部

デジ塾

開講

2024年1月12日（金曜日）16：00～17：00
「デジタル塾 = 第7回 **デジ塾**」を開講致します。

今回のテーマは「DocuWorksの使い方①」です。
全く初めての方でも分かり易く説明いたします。業務効率が
格段に向上するアプリです。シリーズで開講しますので、奮
ってご参加下さい。

私が2002年から使っているアプリです。事務所にとって
欠かせないアプリとなって居ます。皆さんの事務所の事務効
率アップに繋がる事間違いなしです。



【お申し込み方法】

Web申し込みとさせていただきます。事務局対応不可です。

日本橋支部ホームページ (<https://www.nihonbashi-tax.jp/>) の
情報システム委員会からお申し込み下さい。デジ塾は会員のみとさせていただきます。
会場は日本橋支部事務局を使用しますので、申し込み人数が多い場合は先着順と
させていただきます。

会場：日本橋支部事務局

定員：30名

参加費：無料

皆様のご参加をお待ち申し上げます。

日本橋支部情報システム委員会
委員長 塩谷 満

令和5年12月15日

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 青 木 久 直
研 修 部 長 塩 谷 満
東京税理士協同組合共催

雑談室のご案内

会員の皆様、いつも雑談室にご参加いただきありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間、事前予約の定員制で開催することとしております。
参加ご希望の方におかれましては、何卒ご理解のうえ締切日までにお申し込みください
ますよう宜しくお願い致します。

開 催： 1月 日 時： 1月12日（金）17時30分～
締 切： 1月 5日（金）
2月 日 時： 2月 9日（金）17時30分～
締 切： 2月 2日（金）

会 場： 日本橋支部会議室

申込方法： ① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。
Fax 送付先 03（3639）1727 支部事務局
② Eメール 件名「〇月〇日 雑談室参加」、本文に登録番号、連絡先を
ご記入の上、お送り下さい。
Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp
* お電話でも受付けております。
Tel 03（3662）3979 支部事務局

定 員： 15名（先着順）

東京税理士会日本橋支部 行

参加申込書

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 () メールアドレス	Fax 番号 ()
開催日時等 ※参加ご希望の口欄にレを入れ、参加方法に〇を付けてください	
<input type="checkbox"/>	1月12日（金）17：30～ ・締切日 1月 5日（金）
<input type="checkbox"/>	2月 9日（金）17：30～ ・締切日 2月 2日（金）

Fax 送付先（日本橋支部）

03-3639-1727

会 員 各 位

東京税理士会
日本橋支部事務局

1月の東京税理士会会員研修会

1月の東京会研修会は下記のとおりですので、お知らせいたします。

* 下記研修会のお問合せは、東京税理士会事務局業務研修課まで TEL (3356) 4467 (直通)

日 時	研修会名	内 容	場 所
1月10日(水) 13:00~14:30	第33回 会員研修会 (新春講演会) オンデマンド配信研修 ※1週間限定配信	テーマ 「日本企業、 グローバル市場への再チャレンジ」 講 師 早稲田大学大学院 経営管理研究科 教授 長内 厚 氏	京王プラザホテル 新宿区西新宿 2-2-1
1月15日(月) ①10:00~12:00 ②13:00~15:00 事前申込制	第34回 会員研修会 (DVD研修) オンデマンド配信研修	テーマ「令和5年分確定申告における留意点」 講 師 税理士・調査研究部委員 鈴木 涼介 氏 ※①, ②とも同一テーマ。 詳細は会報12月号案内版参照。	東京税理士会館
1月22日(月) 10:00~12:00	第35回 会員研修会 オンデマンド配信研修	テーマ「相続税申告における 失敗事例から学ぶ対処法」 講 師 税理士・公認会計士 木下 勇人 氏	文京シビック大ホール 文京区春日 1-16-21
1月22日(月) 13:00~15:30	第36回 会員研修会 オンデマンド配信研修	テーマ「事業承継の課税実務 (基礎的事項の整理と事例解説)」 講 師 税理士・中小企業診断士 渡邊 正則 氏	

オンデマンド配信研修…後日「研修サイト」にて配信しますので、事務所等で受講できる研修です。

日本税務会計学会 12月の月次研究会 (予定)

部 門	開催日	テ ー マ	発 表 者
法 律	19日(火)	税理士の民事責任	滝口 利子 氏 (日本橋)
訴 訟	20日(水)	税務調査の終了手続の瑕疵と課税処分の効力	田代 雅之 氏 (渋谷)
経 営	21日(木)	ジャニーズ事務所報道から相続税制・事業承継税制を考える	柴原 一 氏 (四谷)
国 際	22日(金)	外国人の所得税確定申告の手順と留意事項	佐藤 和子 氏 (麻布)

※会場：東京税理士会館 開催時間：18:00~20:00

※詳細は会報12月号をご覧ください。

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 青木 久直
租税教育推進委員長 梅田 文江

“令和5年度 租税教育養成研修会”のご案内

会員の皆さま、いつも支部活動にご協力いただきありがとうございます。

東京税理士会において、標記研修会が下記の通り開催されます。租税教育講師新規登録・再登録希望で研修会参加を希望される会員は、支部事務局までお申込みください。

なお、税理士登録後1年未満の会員も登録研修が受講可能です。講師名簿への登録は、その年度中に税理士登録後1年を経過したとき本人の申し出により行われます。

東京税理士会の租税教育講師名簿の登録には、次の要件のうち、いずれか1つを満たしている必要があります。

【講師名簿への登録要件】

1. 「税理士登録時研修」修了者
2. 「法律基礎講座」受講修了者
3. 「補佐人制度大学院研修」修了者
4. 支部長から適任者として推薦を受けた者

新規・再登録希望者向け（全4回）各回定員80名

〔令和 5年度第4回〕 日 時 令和 6年 1月 11日（木） 午前10時～午後0時30分
申込期限 5年12月24日（日）

〔場 所〕 東京税理士会館 2階 大会議室

※ 新型コロナウイルス感染予防のため、状況によって変更する場合があります。予めご了承ください。

※ 変更が発生した場合は、東京会からEメールでご案内いたします。

〔研修内容〕 1. 「租税教育の本質」の考察及び学習指導要領に関する基本的考え方について
2. 日税連テキストに基づく授業の進め方について
(1) 模擬授業 (2) 日税連テキストと学習指導要領について

受講にあたっての留意点【重要】

1. 遅刻の取扱いについて

理由の如何に関わらず開始後15分までとし、それ以降の入室はできません。

2. 出席の取扱いについて

「受講票兼アンケート」の提出がない場合は、欠席扱いとなります。

なお、**受講票兼アンケートの提出をもって2.5時間の研修時間が付きます。**

申込方法 ① Fax 会員名、連絡先、希望日をご記入の上、お送りください。

Fax 送付先 03 (3639) 1727 支部事務局

- ② Eメール 件名「租税教育講師養成研修参加」、本文に会員名・登録番号・連絡先・希望日
メールアドレス・1～4の該当番号と修了日をご記入の上、お送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* お電話でも受付けております。TEL 03 (3662) 3979 支部事務局

会員氏名	登録番号
連絡先 ()	希望日
メールアドレス	登録要件1～4 該当番号と修了日

日本橋支部会員 各位

歌舞音曲部 例会のお知らせ

1月の例会は下記のとおり行います。TIARA ですのでよろしくお
願いします。気持ちよくおおきな声で歌いましょう。
先生にお逢いできます事を楽しみにしております。
奮ってご参加下さい。(コロナには十二分配慮します。)

1 月 例 会

日 時 令和 6 年 1 月 23 日(火) P.M 6:00 より

新年会も行います。お寿司も出ます

場 所 T I A R A

東京都中央区日本橋人形町 2-23-7

水野ビル B1

電話 03(3662)3188

会 費 ￥ 2,000 (飲食代の実費)

- ★ 飲み物・つまみ等の持込は可能です。
- ★ 準備(お寿司)の都合もありますので、当日の15時頃までに
支部事務局へFAX、電話かメールで御連絡下さい。
突然の参加も大歓迎です!
- ★ 今後の月例会予定
2月13日(火) 午後6時より TIARA
3月21日(木) 午後6時より TIARA

令和 5 年 12 月 吉日

東京税理士会日本橋支部

支 部 長 青木久直

厚 生 部 長 今井信吾

歌舞音曲部長 若狭茂雄

日本橋支部事務局

FAX(3639)1727 TEL(3662)3979

Eメール t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

東京税理士会 日本橋支部

テニス部 練習会のお知らせ

2023年 12月 15日

会員各位

令和6年1月の練習会を以下の日程で行います。
テニス部では、常時新入部員の加入を受け付けてお
ります。

<特典>

初心者でも大丈夫！！ 専属コーチが親切に指導
参加費、1回1000円お得です！

インドアコートで快適に練習できます。

入部希望の方、ご連絡をお待ちしております。

<1月の練習予定日>

日 時：1月17日（水）19:00～

場 所：有明テニスの森公園・インドアコート

https://www.tptc.co.jp/park/02_03

TEL 03-3529-3301

東京税理士会 日本橋支部

支 部 長 青木 久直

厚 生 部 長 今井 信吾

テニス部長 塩谷 満

連絡先：090-6024-8798

メール：shioman@d1.dion.ne.jp

日本橋アウトドア部よりお知らせ

日本橋アウトドア部の2024年1月以降の活動予定表です。参加ご希望の方は支部事務局またはアウトドア部三ヶ尻（みかじり）までご連絡ください。

✉ mikajiri@omise.in

【毎月月例練習会】

毎月第3木曜日(祝日の場合はその前日)2024年1月18日、2月15日。

神田の稲荷湯前に19時に集合して、皇居ランニング（1周または2周）またはウォーキング。

【2024年1月～2024年4月活動予定】

下記予定しておりますが、新型コロナウイルスや天候などにより中止や延期になる場合があります。また下記以外に追加イベントも開催予定です。

支部ホームページや下記facebookに随時掲載していきます。

また、近日中にyoutubeにアウトドア部紹介動画及び過去のイベントなどをアップ予定です。アップ状況やURLは、下記facebookに掲載します。

<https://www.facebook.com/groups/1192679224200208>

イベント参加費は無料、飲食代は各自負担となります。

① 2024年1月13日（土）

『ニューYEARマラソン in 昭和記念公園2024』

ハーフマラソン、10kmマラソンに参加します。

エントリーは締め切りました。

② 2024年2月上旬（予定）

『お寺でヨガ』

恒例となりました清澄白河のお寺でヨガを体験します。

締め切り 2024年1月25日

③ 2024年3月20日（祝・水）

『柏の葉 春らんRunマラソン with クールノット』

柏の葉キャンパスで開催されるリレーマラソンにご招待いただきましたので参加します。

1周3kmのコースをチームで14周走ります。

人数に応じて2チームか3チームで出場したいと思います。

締め切り 2024年1月25日

④ 2024年4月21日（日）

『かすみがうらマラソン2024』

一年間の練習の成果をここで発揮しましょう！

種目は、フル、10マイル（約16km）、5kmの3種目

各自でエントリーして、領収証をご提出ください。

参加費は部費で負担します。

大会締め切り 2024年1月25日



日本橋支部 女性会員のみなさまへ
女子部イベントのお知らせ

『骨盤を中心に全身を整えるレッスン』

～からだも土台が命～



みなさまのご参加を
お待ちしております

こんにちは、kyoです。

からだによいことをやっても
上手くいかないのは、
土台が乱れているからです。
土台の安定が成功の秘訣です。

これから年末年始と少し長めの休暇です。
お正月のご予定はお決まりですか？
美味しいものを食べて、飲んで？
わいわい、がやがや、ごろごろ？
年始明け、
乱れた土台を一緒に安定させませんか？

日時：1月19日(金)
時間：18時30分より
場所：日本橋支部事務局
参加費：1,000円

参加希望者は
2024年1月12日(金)までに
支部事務局へご連絡ください。

今後のレッスンは
2024年2月2日(金)
日本橋支部事務局
2024年3月29日(金)
日本橋支部事務局
2024年4月12日(金)
kyo先生のスタジオ
を予定しております

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 青木 久直
厚生部長 今井 信吾

明治座観劇会のご案内

会員の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

恒例の支部会員並びにご家族、職員の方々の慰労を兼ねた観劇会を下記のとおり実施致します。
観劇希望の方はお名前、観劇希望人数、食事希望人数をご記入の上このままFAXいただくか、
お手数でも郵送でお申し込み下さい。（メールでのお申込みも受け付けます。）

尚、**先着200名**になり次第打ち切らせていただきます。

お申込み**締め切りは2月16日（金）**とさせていただきます。

記

1. 場 所 明 治 座
2. 出 し 物 福田こうへい特別公演（一）鯉名の銀平 雪の渡り鳥
（二）福田こうへいコンサート2024
福田こうへい 桜木健一 蒼木 陣 飯窪春菜 出演
3. 日 時 令和 6 年 3 月 2 1 日 木曜日 夜の部（16時00分開演予定）
4. 人 員 1 会員 4 名まで
5. 費 用 1 人あたり個人負担額 5, 7 0 0 円
（注）通常料金は 1 1, 0 0 0 円です。（S席）
6. 食 事 代 1 人あたり個人負担額 2, 5 0 0 円（ご希望者のみ）
7. この観劇会は、東京税理士会日本橋支部の会員とその事務所職員の慰労でありますことをご承知おきください。

観劇券・食事券と振込用紙を令和6年3月上旬までに書留でお届け致します。

3月15日までに、振り込みをお願いします。

以上

会員ご氏名

観劇希望人数 名

食事希望人数 名 ・ しない

食事については希望しない場合は「しない」に○印をして下さい。

支部事務局 FAX **3639-1727**

〒103-0013 中央区日本橋人形町 3-11-10 ホッコク人形町ビル 2 階

メール t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

速報

福田こうへい

特別公演



鯉名の銀平 雪の渡り鳥

長谷川伸 原作
池田政之 脚色・演出

桜木健一



惚れた女の倅せ願ひ、
生まれた故郷背を向ける、
鯉名の銀平の旅姿…
雪降りすさむ中、
福田こうへい
流麗な殺陣さばき！



福田こうへいコンサート 2024



©Tomoko Hidaki

製作：新歌舞伎座 製作協力：ノア、Bスリー、オフィスフロベラ



飯窪春菜



蒼木陣

2024年

3月8日 **金** → 31日 **日**

開演時間 昼の部 11:00 / 夜の部 12:00 ※日程によって異なります

料金(税込) 昼の部 S席(1-2階席) 12,500円 A席(3階席正面) 6,500円 B席(3階席左右) 3,500円
夜の部 S席(1-2階席) 11,000円 A席(3階席正面) 5,500円 B席(3階席左右) 3,500円

10名様以上のグループ観劇ご予約受付中 **03-3660-3941**

明治座

【その他お問い合わせ】明治座チケットセンター 03-3666-6666 (営業時間 10:00~17:00)

※未就学児入場不可 ※3階席は2階席より階段でお上りいただきます。

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-31-1
○浜町駅(都営新宿線) ○水天宮前駅(半蔵門線)
○人形町駅(日比谷線・都営浅草線)

資産課税部門からのお願い

税務行政につきましては日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

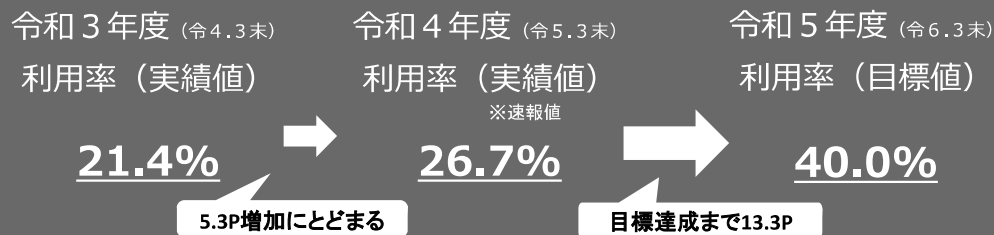
税理士の皆様におかれましては、引き続き、**相続税の申告におけるe-Taxの利用と書面添付制度の活用**、そして**令和5年分確定申告における譲渡所得・贈与税に係る特例チェックシート等の活用**などについて、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

1 相続税e-Taxの利用

国税庁において「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定し、相続税申告についてはオンライン利用率の目標値を令和5年度末で40%と定めております。

しかし、その利用率は年々伸びつつはあるものの、依然として低調であり、このままでは目標達成が困難であると言わざるを得ない状況です。この難局を打開するため、より一層、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

<東京局の利用率>



○ 税理士の皆様からいただいた御意見等に対する対応状況

御意見1：添付書類が多く、イメージデータに変換するのが手間である

⇒提出をお願いしている添付書類を**大幅に削減**しました。

対応状況の詳細はこちら⇒



御意見2：送信容量が少ない

⇒1回当たりの送信容量を8MBから**14MB**に拡大しました。

*最大で11回の送信が可能

対応状況の詳細はこちら⇒



御意見3：利用者識別番号の確認結果が税理士に通知されない

⇒変更届出書に「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力していただくと、利用者識別番号を、財産取得者への通知に加え、**税理士の皆様に対しても電話連絡**いたします。

対応状況の詳細はこちら⇒



2 相続税の申告における書面添付制度の活用

相続税の申告書の作成に当たっては、**書面添付制度の活用**をお願いいたします。

なお、書面の作成における補助資料として、「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート」及び「書面添付制度に係る添付書面の記載例」が各税理士会の会員専用サイトに掲載されておりますので、活用願います。

3 令和5年分確定申告における譲渡所得・贈与税に係る特例チェックシート等の活用

令和5年分の譲渡所得・贈与税に係る特例チェックシート及び「資産税関係添付書類等一覧表（令和5年分用）」につきましては、以下の掲載場所に掲載しておりますので、活用願います。

○ 掲載場所

- 国税庁HP > 国税庁等について > 組織 > 東京国税局
- > 資産税（相続税、贈与税、財産評価及び譲渡所得）関係チェックシート

詳細はこちら
（掲載は令和6年1月以降の予定です。）



また、令和5年分の確定申告においても、引き続き、e-Taxの利用をお願いいたします。

資産税関係添付書類等一覧表(令和5年分用)

I 譲渡所得関係

事 項	添 付 書 類 等	
土地、建物を譲渡した場合 (共通事項)	①「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】」 ②売買契約書(譲渡の時及び取得の時に作成したもの)の写し並びに取得費及び譲渡費用等の領収証の写し * 所定の収入印紙の貼付及び消印がされていることを御確認ください	
買 換 等 の 特 例 関 係	1 収用等に伴い代替 資産を取得した場合の課税の特例 (措法33条)	①収用証明書 ②代替資産の登記事項証明書 ^(注) ③代替資産の取得に関する売買契約書及び領収証の写し ④「買換(代替)資産の明細書」(譲渡の翌年以降に代替資産を取得する場合)
	2 特定の居住用財産 の買換えの特例 (措法36条の2)	①譲渡した土地建物等の登記事項証明書 ^(注) ②譲渡資産に係る売買契約書の写しその他の書類で、その譲渡資産の譲渡に係る対価の額が1億円以下であることを明らかにするもの ③買換資産の登記事項証明書 ^(注) ④買換資産の取得に関する売買契約書及び領収証の写し ⑤買換資産の耐震基準適合証明書、建設住宅性能評価書の写し又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(買換資産が築25年を超える中古住宅である場合) ⑥「買換(代替)資産の明細書」(譲渡の翌年に買換資産を取得する場合) ⑦譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と譲渡資産の所在地とが異なる場合、譲渡の日前10年以内に譲渡者の住民票に記載されていた住所を異動したことがある場合には、戸籍の附票の写しなどの書類で譲渡者が譲渡資産を10年以上居住の用に供していたことを明らかにするもの ⑧令和7年1月1日以降に個人の居住の用に供した又は供する見込みである建築後使用されたことのない家屋である場合には、確認済証の写し又は検査済証の写しなどの書類で、特定居住用家屋に該当しないことを明らかにするもの
	3 特定の事業用資産 の買換えの特例 (措法37条)	①買換資産の登記事項証明書 ^(注) ②買換資産の取得に関する売買契約書及び領収証の写し ③買換資産を事業の用に供したことを示す書類(賃貸借契約書・領収証等の写し) ④「買換(代替)資産の明細書」(譲渡の翌年以降に買換資産を取得する場合) ⑤措法37条1項各号に掲げる譲渡資産及び買換資産に関する証明書 * 譲渡資産及び買換資産の所在地域を証明した市区町村長が発行する証明書など
	4 特定の事業用資産 の買換えの特例 (震特法12条)	①買換資産の登記事項証明書 ^(注) ②買換資産の取得に関する売買契約書及び領収証の写し ③買換資産を事業の用に供したことを示す書類(賃貸借契約書・領収証等の写し) ④り災証明書、閉鎖建物登記事項証明書など譲渡資産又は買換資産が被災区域内にあることを明らかにする書類 ⑤「買換(代替)資産の明細書」(譲渡の翌年以降に買換資産を取得する場合) ⑥譲渡をした者の戸籍謄本又は抄本等で、当該譲渡をした者が相続事業用資産を有していた被相続人の相続人(包括受遺者を含む)に該当することを明らかにする書類(相続事業用資産を譲渡した場合)

事 項	添 付 書 類 等
5 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火共同住宅の建設のための買換えの特例 (措法37条の5①二)	①譲渡資産の所在地が既成市街地等内である旨を証する書類(譲渡資産の所在地が東京23区内、武蔵野市内又は大阪市内の場合は必要ありません) ②買換資産である中高層耐火共同住宅に係る建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し ③中高層耐火共同住宅に係る事業概要書又は各階平面図等 ④買換資産の登記事項証明書 ^(注) ⑤買換資産の取得に関する売買契約書及び領収証の写し ⑥買換資産を事業の用に供したことを示す書類(賃貸借契約書等) ⑦「買換(代替)資産の明細書」(譲渡の翌年以降に買換資産を取得する場合)
6 土地建物等を収用等により譲渡した場合 (措法33条の4)	①収用証明書 ②公共事業用資産の買取り等の申出証明書 ③公共事業用資産の買取り等の証明書 * 措令22条の4第2項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、その旨を証する書類
7 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合 (措法34条)	○事業の区分に応じ、特定土地区画整理事業等のために土地等の買取りがあったことを証する書類
8 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合 (措法34条の2)	○事業の区分に応じ、特定住宅地造成事業等のために土地等の買取りがあったことを証する書類
9 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合 (措法34条の3)	○農地保有の合理化等のために農地等の買取りがあったことを証する書類
10 居住用財産を譲渡した場合 (措法35条①)	○譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と譲渡資産の所在地とが異なる場合には、戸籍の附票の写しなどの書類で譲渡者が譲渡資産を居住の用に供していたことを明らかにするもの
11 被相続人の居住用財産を譲渡した場合 (措法35条③)	①「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】5面」 ②被相続人居住用家屋及びその敷地等の登記事項証明書 ^(注) ③被相続人居住用家屋等確認書(被相続人居住用家屋の所在市区町村に申請し、交付を受けます) ④耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書の写し ⑤譲渡資産に係る売買契約書の写しその他の書類で、その譲渡資産の譲渡に係る対価の額が1億円以下であることを明らかにするもの
12 特定の土地等を譲渡した場合 (措法35条の2)	○譲渡した土地等に係る登記事項証明書 ^(注) 又は譲渡資産の取得に関する売買契約書の写し(譲渡資産の取得を明らかにするもの)
13 低未利用土地等を譲渡した場合 (措法35条の3)	①低未利用土地等確認書(低未利用土地等の所在市区町村に申請し、交付を受けます) ②譲渡した低未利用土地等の売買契約書の写しその他の書類で譲渡に係る対価が500万円以下であることを明らかにする書類

事 項	添 付 書 類 等
14 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法31条の2)	○事業の区分に応じ、それぞれ添付が必要とされる書類 * 国又は地方公共団体のその土地等を買取った旨を証する書類、土地等の買取りをする者の、一定の事業の用に供するためにその土地等を買取った旨を証する書類など
15 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例(措法31条の3)	①譲渡した土地建物等の登記事項証明書 ^(注) ②譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と譲渡資産の所在地とが異なる場合には、戸籍の附票の写しなどの書類で譲渡者が譲渡資産を居住の用に供していたことを明らかにするもの
16 相続財産を譲渡した場合の課税の特例(措法39条)	○「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」
17 固定資産の交換の特例(所法58条)	①資産の交換に関する契約書、領収証等の写し ②交換譲渡資産及び交換取得資産の交換価額の算定根拠を示す書類 ③交換譲渡資産及び交換取得資産の登記事項証明書 ^(注) ④交換取得資産を交換譲渡資産と同一の用途に供したことを示す書類(賃貸借契約書等)
18 保証債務を履行するために資産を譲渡した場合(所法64条②)	①「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」 ②主たる債務者の借入事実を証する書類(金銭消費貸借契約書等) ③保証契約等の内容を明らかにする書類(土地建物等の登記事項証明書 ^(注) 、保証契約書等の写し) ④債権者からの催告書等の写し ⑤債務者への債権放棄通知書等の写し ⑥債務保証時における主たる債務者の資産状況を証する書類 ⑦保証債務を履行したことを証する書類(領収証・振込金受取書等の写し) ⑧求償権の行使が不能であることを示す書類 * 主たる債務者の財産目録(貸借対照表)、収支明細書(損益計算書)、清算・解散に関する書類等
19 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5)	①「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」 ②「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」 ③譲渡した土地建物等の登記事項証明書 ^(注) など ④譲渡した資産に土地の上に存する権利(借地権等)がある場合には、土地賃貸借契約書等の写しなどで、所有期間及び面積を明らかにするもの ⑤買換資産の登記事項証明書 ^(注) 、売買契約書の写しなど ⑥買換資産を取得した年の12月31日における買換資産の住宅借入金等の残高証明書 ⑦譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と譲渡資産の所在地とが異なる場合には、戸籍の附票の写しなどの書類で譲渡者が譲渡資産を居住の用に供していたことを明らかにするもの 《参考：譲渡損失が生じた年の翌年以降の年分》 ①その年において控除すべき譲渡損失の金額及びその金額の計算の基礎、その他参考となるべき事項を記載した明細書 ②控除を受けようとする年の12月31日における買換資産の住宅借入金等の残高証明書

事 項	添 付 書 類 等
20 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例 (措法41条の5の2)	①「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」 ②「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」 ③譲渡した土地建物等の登記事項証明書 ^(注) など ④譲渡した資産に土地の上に存する権利(借地権等)がある場合には、土地賃貸借契約書の写しなどで、所有期間を明らかにするもの ⑤譲渡契約締結日の前日における譲渡資産の住宅借入金等の残高証明書 ⑥譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と譲渡資産の所在地とが異なる場合には、戸籍の附票の写しなどの書類で譲渡者が譲渡資産を居住の用に供していたことを明らかにするもの 《参考：譲渡損失が生じた年の翌年以降の年分》 ○その年において控除すべき譲渡損失の金額及びその金額の計算の基礎、その他参考となるべき事項を記載した明細書
21 株式等を譲渡した場合 (一般の場合)	○「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」
22 株式等を譲渡した場合 (特定口座で取引している場合)	○「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」(株式等を譲渡した年において、一の特定口座以外に株式等の譲渡がないときは、特定口座年間取引報告書の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます)
23 株式等を譲渡した場合 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例) (措法37条の12の2)	①「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」 ②「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」(株式等を譲渡した年において、一の特定口座以外に株式等の譲渡がないときは、特定口座年間取引報告書の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます)

(注) 「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をしていただくことで、登記事項証明書の添付を省略することができます。

II 贈与税関係

事 項	添 付 書 類 等
共 通 事 項	<p>○贈与を受けたことを証する書類 ＊ 贈与契約書の写し・預(貯)金通帳の写し・登記事項証明書等</p>
1 財産評価関係	<p>①「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」 ＊ 公図(測量図等)の写し・登記事項証明書、登記済権利証の写し等 ＊ 特定路線価又は個別評価に基づいて評価した土地等がある場合には、特定路線価回答書又は個別評価回答書の写し</p> <p>②「市街地農地等の評価明細書」</p> <p>③「一般動産及び船舶の評価明細書」</p> <p>④「特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の評価明細書」</p> <p>⑤「営業権の評価明細書」</p> <p>⑥「上場株式の評価明細書」</p> <p>⑦「登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書」</p> <p>⑧「取引相場のない株式(出資)の評価明細書」(第1表の1～第8表) ＊ 法人税の申告書の写し・決算書の写し等 ＊ 特定株式等を評価する場合は、特定株式等の判定及び比準要素等の金額の計算等の明細書</p> <p>⑨「信託受益権の評価明細書」</p> <p>⑩「定期金に関する権利の評価明細書」</p> <p>⑪「山林・森林の立木の評価明細書」</p> <p>⑫「定期借地権等の評価明細書」</p> <p>⑬「配偶者居住権等の評価明細書」</p> <p>⑭その他、財産の評価上参考となる事項についての書類等</p>
2 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例 (措法70条の2の5)	<p>○受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で次の内容を証する書類</p> <p>イ 受贈者の氏名、生年月日</p> <p>ロ 受贈者が贈与者の直系卑属に該当すること</p> <p>＊ 基礎控除及び配偶者控除の規定による控除後の課税価格が300万円以下である場合には、添付は不要です</p> <p>＊ この特例を受けるため、過去の年分の申告書又は更正の請求書に上記書類を添付している場合には、当該申告書又は更正の請求書を提出した税務署の名称及びその提出に係る年分を贈与税の申告書の第1表の所定の欄に記入することにより、添付は不要となります</p>
3 贈与税の配偶者控除 (相法21条の6)	<p>①受贈者の戸籍の謄本又は抄本及び戸籍の附票の写し(財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限り)ます)</p> <p>②受贈者が取得した居住用不動産に関する登記事項証明書^(注)、その他の書類で当該受贈者が当該居住用不動産を取得したことを証するもの</p>

事 項	添 付 書 類 等
4 相続時精算課税の選択をする場合 (相法21条の9)	①「相続時精算課税選択届出書」(贈与者ごとに作成) ②受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で次の内容を証する書類 イ 受贈者の氏名、生年月日 ロ 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫に該当すること * 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「イの内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります * 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「イの内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります
5 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例を選択する場合 (措法70条の3)	住宅用家屋の新築工事の完了時期や受贈者の居住の時期等により添付書類が異なりますので、詳しくは、令和5年12月以降に国税庁ホームページに掲載予定の『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート「新築又は取得用」又は『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート「増改築等用」を御確認ください。
6 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例 (措法70条の2)	住宅用家屋の新築工事の完了時期や受贈者の居住の時期等により添付書類が異なりますので、詳しくは、令和5年12月以降に国税庁ホームページに掲載予定の『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート「新築又は取得用」又は『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート「増改築等用」を御確認ください。

注1 贈与税申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をしていただくことで、登記事項証明書の添付を省略することができます。

注2 贈与税の納税猶予関係については、令和5年12月以降に国税庁ホームページに掲載予定の「令和5年分贈与税の申告のしかた」を御確認ください。